

エコアクション21 2020年度 環境レポート

対象期間(2020年10月1日～2020年12月31日)

2021年1月29日発行

株式会社コスマスウェブ

〒989-3122 宮城県仙台市青葉区栗生5丁目4-1

TEL:022-302-8520 FAX:022-392-0270

HP: <http://www.cosmosweb.com>

COSMOSWEB

はじめに



私たちの仕事は、お客様のニーズに応え
可能性のお手伝いをすることです。



代表取締役 吉村 直幸

新しい混迷の時代を迎えた昨今、私たちの周りは、これまでにない早いテンポで変化しています。国家、企業、個人のあらゆるレベルでの変革が、今日求められていると思います。私たちは、この変化の時代こそチャンスと考え、複雑に絡み合う問題の本質をとらえ、そこから未来のあるべき姿をイメージし、その現実に向けて前向きにチャレンジしていくことを目指していきたいと思っております。

また全社員が仕事に誇りを持ち、一致団結して最新技術に挑戦し、たゆまぬ進歩の為、一人一人が努力が努力を重ねています。その為に自由な発想を生み出せる環境作りを心がけています。時代が変われば作るものも変わってくる。時代が変わっても、社会が変わっても、製品に対する私たちの情熱と覚悟は変わりません。さらなる進化へ—

今後とも、皆様方の温かい御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。



経営理念

全従業員の物心両面の幸福の追求と

常に仕事を通して感動し

人に対しては感動をわすれない。



目次



1、	環境経営方針	・・・	P4
2、	会社概要	・・・	P5
3、	事業内容	・・・	P6
4、	認証・登録範囲 及び 段階的認証	・・・	P9
5、	環境経営目標・達成状況の確認・評価	・・・	P11
6、	環境経営計画・取り組み内容と評価	・・・	P15
7、	環境関連法規 等 遵守状況	・・・	P19
8、	代表者による全体の評価と見直し・指示	・・・	P21
9、	お知らせ（本社 社屋紹介）	・・・	P22



環境経営方針

基本理念

株式会社コスモスウェブは、生産装置や医療機器の開発・製造・販売を通じ、事業活動が地球環境へ与える負荷を認識し、負荷削減に向け積極的に取り組みます。新たな技術で環境活動と工業分野・医療分野へ挑戦し続け、全従業員が自ら豊かで働きやすい会社を築いていくことで、地域社会と地球環境の保全へ貢献していきます。

行動指針

- 1 事業活動に伴って排出される二酸化炭素排出量の削減に取組みます。
- 2 事業活動に伴って排出される廃棄物の削減やリサイクルに取組みます。
- 3 水資源の効率的な利用に努め、水使用量や排水量の削減に取組みます。
- 4 製品の開発・生産において、環境に配慮したものづくりを目指します。
- 5 顧客クレーム・無駄作業の削減を図り、品質向上に努めます。
- 6 当社に求められる環境関連法規等を遵守します。
- 7 環境方針を全従業員に周知すると共に、目標を設定し継続的に改善します。

令和2年10月1日 株式会社コスモスウェブ
代表取締役 吉村直幸

2、会社概要



事業所名及び代表者名

株式会社 コスモスウェブ
代表取締役 吉村 直幸



本社 社屋

所在地

本社

〒989-3122 宮城県仙台市青葉区栗生5丁目4-1

愛子工場

〒989-3125 宮城県仙台市青葉区下愛子字横町前33-26

宇都宮営業所

〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷3-1-12 吉田エレクトロニクスオフィスビル5F
山形営業所

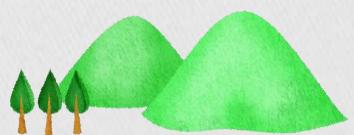
〒990-0025 山形県山形市あこや町1丁目1-15 DKアコヤハイツ1F南

福島営業所

〒960-0102 福島県福島市鎌田字御仮家76 スタービル2-2号室



愛子工場



3、事業内容



コスモスウェブは、プリント基板の設計・製造、ハードウェア・メカ設計、ソフトウェア開発などの受託開発および製造を中心に成長してきた会社です。現在は多くの技術・ノウハウも蓄積されてきており、自社開発機器(生産設備卓上ロボット)の設計・開発・製造から販売をおこなっています。また、医療分野への参入をはたし、第二の自社開発機器として医療機器の開発・設計・製造・販売をおこなっています。

求めるものが一環して企画から設計・開発・製造が可能！

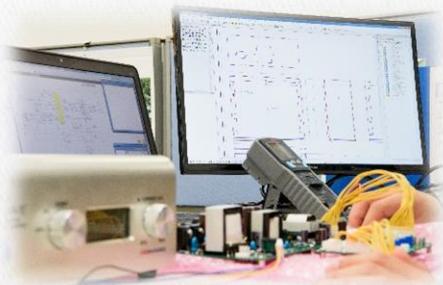
ハード、ソフト、メカ設計が三位一体となった
ワンストップ オペレーション





ハード設計

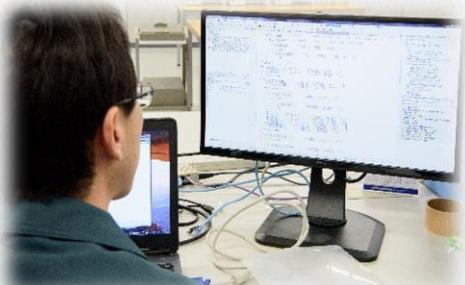
競争力のある設計で想いを
カタチに。



回路、CPU、FPGA、筐体設計

ソフト設計

リアルタイムをつかみ、つながる
情報技術。



アプリ開発、ファームウェア開発

新たなプロダクトを開発する、
確かな技術力

基板設計

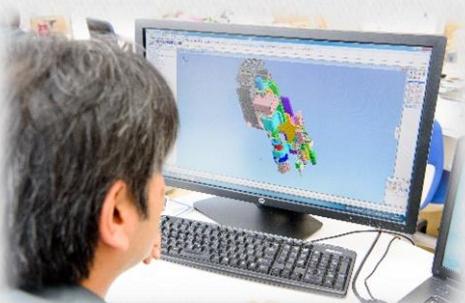
お客様とのコミュニケーションを
重視、ご提案。



基板品質、部品実装を考慮し
た設計

メカ設計

構想を構造に。想いを伝える
ものづくり。



省力化装置、計測検査装置
制御設計(PLC)

コスモスウェブのものづくり力



部品調達

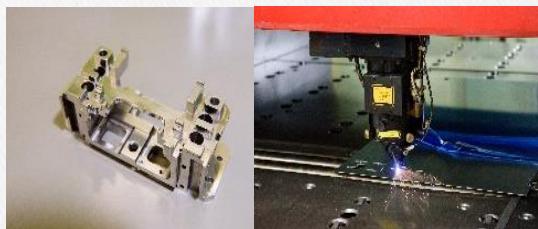
スピード、品質、価格を備えた
調達力。



電子部品、ユニット品、プリント
基板

外注加工

万全の体制で、確かな品質と
生産力をサポート。

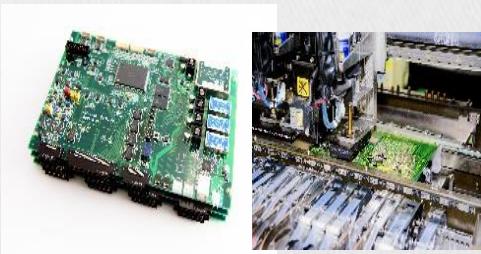


機械加工、板金加工、樹脂成
型加工

多様なアイテムを生み出す、
優れたものづくり力

基板実装

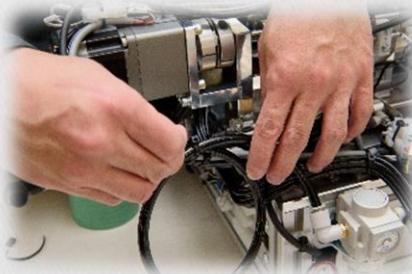
先端技術で高精度・高密度
高速性を実現。



手付け実装、マウンタ実装、
コーティング塗布

組立・調達

チームを活かして確かな製品を
お届け。



組立、調整、治工具、デバック
検査

環境管理責任者 及び 担当連絡先



環境管理責任者 / 佐藤 政則

担当者 / エコアクション21事務局 松崎 晃

連絡先 / TEL : (022) 302-8520

FAX : (022) 392-0270

E-mail : noboru.matsuzaki@cosmosweb.com

H.P : <http://www.cosmosweb.com>

4、認証・登録範囲 及び 段階的認証



株式会社コスモスウェブは段階的に認証・登録対象範囲を拡大し、4年以内に全組織・全活動を対象といたします。

対象範囲 / 2020年 10月～ 本社、愛子工場

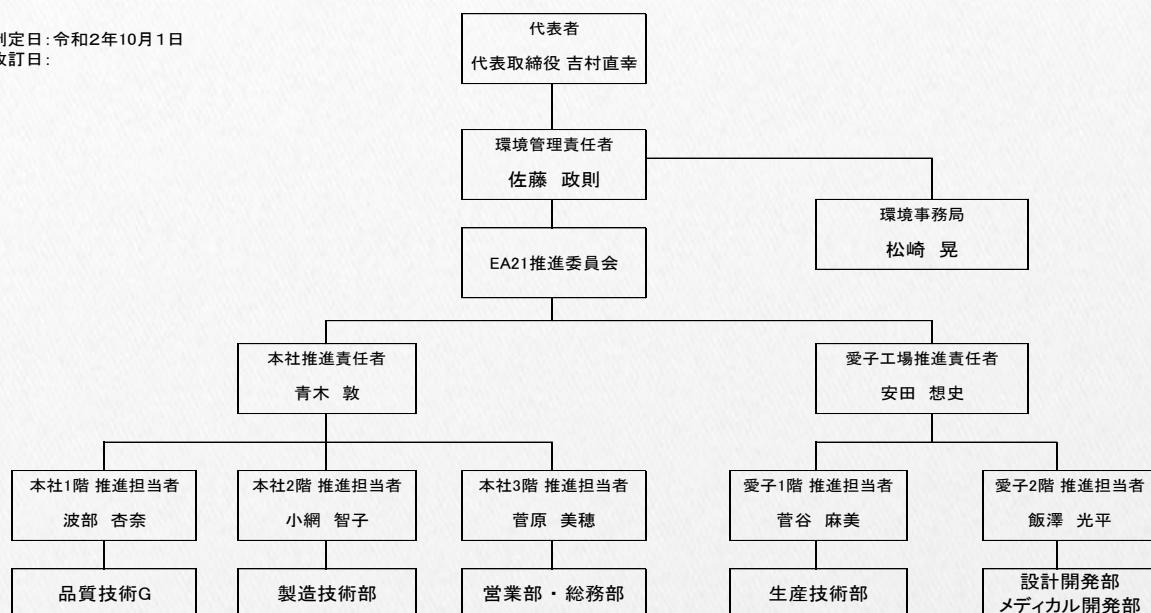
2023年 4月～ 宇都宮営業所、山形営業所、福島営業所

COSMOSWEB

エコアクション21 実施体制図



■制定日:令和2年10月1日
■改訂日:



役割・責任・権限	
代表者(社長)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間の準備をする ・実施体制を構築する(組織図及び役割・責任・権限 / 環境管理者の任命) ・経営上の課題とチャンスの明確化 ・環境経営方針の策定・見直し及び全従業員への周知をする ・環境経営目標・環境経営計画を承認する ・代表者による全体の評価と見直し・指示を実施する
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理を行う(代表者よりEA21の権限を委任) ・環境経営目標・環境経営計画を確認・承認する ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認する ・教育・訓練の実施を指示する ・環境経営の取組結果を代表者へ報告する
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐、EA21の推進をする ・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施をする ・環境経営目標、環境経営計画の原案作成をする ・環境関連法規等取りまとめ表の作成及び表に基づく遵守評価の実施をする ・環境経営の実績集計をする ・環境経営レポートの作成をする ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境関連文書・記録の管理を行う
推進責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点において環境経営方針を周知する ・拠点において環境システムを実施する ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
推進担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアに関連する環境経営目標及び計画の実施・確認・評価及び達成状況の報告 ・実施上フロアの問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針を理解し、環境への取組の重要性を自覚する ・EA21で決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営へ参加する

対象期間・発行日



2020年10月1日～2020年12月31日（2021年1月29日発行）

5、環境経営目標



取組期間:2020年10月～12月

■環境経営目標

環境経営目標項目	基準年度実績	中長期目標(3年)		
	令和元年度実績 (2019.10月～12月)	令和2年度目標 (2020.10月～12月)	令和3年度目標 (2021.4月～2022.3月)	令和4年度目標 (2022.4月～2023.3月)
二酸化炭素排出量	32,422.17 Kg	基準年度比 1%削減	基準年度比 2%削減	基準年度比 3%削減
廃棄物排出量	1,702.00 Kg	基準年度比 1%削減	基準年度比 3%削減	基準年度比 4%削減
総排水量 (水使用量)	191.00 m3	基準年度比 1%削減	基準年度比 2%削減	基準年度比 3%削減
化学物質使用量	データなし	データの把握	目標の策定	目標の策定
顧客クレーム件数	22件	基準年度比 30%削減	基準年度比 35%削減	基準年度比 40%削減

■環境経営目標値

環境経営目標項目	令和元年度(2019.10～12) の排出量の実績	取組期間 令和2年度(2020.10～12)目標値
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	32,422.17 kg-CO2/3ヶ月	32,097.00 kg-CO2/3ヶ月
電気使用量 (kWh)	29,460.00 kWh/3ヶ月	29,165.00 kWh/3ヶ月
灯油使用量 (L)	180.00 L/3ヶ月	178.00 L/3ヶ月
LPG使用量 (Kg)	13.26 Kg/3ヶ月	13.00 Kg/3ヶ月
ガソリン使用量 (L)	4,300.17 L/3ヶ月	4,257.00 L/3ヶ月
軽油使用量 (L)	437.82 L/3ヶ月	433.00 L/3ヶ月
一般廃棄物排出量 (kg)	データなし	排出量の把握
産業廃棄物排出量 (kg)	1,702.00 kg/3ヶ月	1,685.00 kg/3ヶ月
総排水量(水使用量) (m3)	191.00 m3/3ヶ月	189.00 m3/3ヶ月
化学物質使用量 (kg)	データなし	購入量の把握
顧客クレーム件数	22件	15件

※ 電気の二酸化炭素排出係数は、平成30年度のエネサーブ(株)の電力調整後排出係数0.707kg-CO2/kWhを使用しています。

※ 管理対象化学物質の2019年度購入実績は、2020年4月稼働の生産管理システムへデータ移行された範囲であるため、2020年4月1日からの購入実績を集計し年間使用量を把握・削減します。

※ 2020年度は、宇都宮営業所、山形営業所、福島営業所は対象外とします。会社経営状況に応じ段階的に拡大・対象としていきます。

※ 2020年度目標は10月～12月までとして記載していますが、引き続き2021年3月まで同じ目標として取組みます。

達成状況の確認・評価



二酸化炭素排出量の削減

◎:非常に良い △:前年並み～やや悪い

○:良い ×:悪い

項目	環境目標値	実績			達成状況の評価	
			10月	11月		
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	32,097.00	kg-CO2/3ヶ月	R1実績	8,071.72	11,023.32	13,327.13
			R1累計	8,071.72	19,095.04	32,422.17
			R2実績	9,830.29	9,864.30	14,085.67
			R2累計	9,830.29	19,694.59	33,780.26
			月次評価	×	◎	△

項目別 使用量

項目	環境目標値	実績			達成状況の評価	
			10月	11月		
電気使用量 (kWh)	29,165.00	kWh/3ヶ月	R1実績	6,976.00	10,018.00	12,466.00
			R1累計	6,976.00	16,994.00	29,460.00
			R2実績	7,506.00	9,262.00	14,592.00
			R2累計	7,506.00	16,768.00	31,360.00
			月次評価	×	◎	×
灯油使用量 (L)	178.00	L/3ヶ月	R1実績	0.00	90.00	90.00
			R1累計	0.00	90.00	180.00
			R2実績	0.00	0.00	108.00
			R2累計	0.00	0.00	108.00
			月次評価	△	◎	×
LPG使用量 (Kg)	13.00	Kg/3ヶ月	R1実績	3.52	4.56	5.18
			R1累計	3.52	8.08	13.26
			R2実績	5.38	4.97	7.66
			R2累計	5.38	10.35	18.01
			月次評価	×	△	×
ガソリン使用量 (L)	4,257.00	L/3ヶ月	R1実績	1,192.05	1,407.99	1,700.13
			R1累計	1,192.05	2,600.04	4,300.17
			R2実績	1,784.00	1,385.10	1,309.84
			R2累計	1,784.00	3,169.10	4,478.94
			月次評価	×	○	◎
軽油使用量 (L)	433.00	L/3ヶ月	R1実績	140.92	169.10	127.80
			R1累計	140.92	310.02	437.82
			R2実績	142.84	34.00	169.92
			R2累計	142.84	176.84	346.76
			月次評価	△	◎	×

評価) 二酸化炭素排出量は3ヶ月累計では目標未達成となりました。要因としては、排出量の65%を占める電気使用量の増加、30%を占めるガソリン使用量の増加が全体の排出量を引き上げる結果となりました。電気使用量に関しては、12月が昨年より気温の低い日が続き、暖房の稼働が上がったこと、また総労働時間も昨年対比で6.4%上がっており業務量が増えたことも増加要因となっています。ガソリン使用量に関しては昨年より社有車が2台増えましたが、月別に見てみると減少傾向となっています。

廃棄物排出の削減

◎:非常に良い △:前年並み～やや悪い

○:良い ×:悪い

GOOD

項目	環境目標値	実績			達成状況の評価	
			10月	11月		
一般廃棄物排出量(kg)	排出量の把握	kg/3ヶ月	R1実績			○
			R1累計	0.00	0.00	
			R2実績	12.68	5.86	
			R2累計	12.68	18.54	
			月次評価	○	○	
産業廃棄物排出量(kg)	1,685.00	kg/3ヶ月	R1実績	45.00	1,614.00	◎
			R1累計	45.00	1,659.00	
			R2実績	357.00	16.00	
			R2累計	357.00	373.00	
			月次評価	×	◎	

評価) 廃棄物に関しては実態の把握と分別の徹底に努めました。産業廃棄物排出量は昨年より大きく削減することが出来ましたが、昨年は建物の整理もあり11月にイレギュラーな廃棄量となっていました。一般廃棄物に関しては、来年以降目標を立てて削減を目指していきます。

水使用量の削減

GOOD

項目	環境目標値	実績			達成状況の評価	
			10月	11月		
総排水量(水使用量)(m3)	189.00	m3/3ヶ月	R1実績	86.00	105.00	◎
			R1累計	86.00	86.00	
			R2実績	82.00	100.00	
			R2累計	82.00	82.00	
			月次評価	◎	◎	

評価) 目標値を達成することが出来ました。生活用水を主とした使用量削減ということもあり、削減目標値をどこまで下げるかが課題となります。今後の推移を把握し、節水の啓発活動を継続していきます。



化学物質使用量の削減

GOOD

◎:非常に良い △:前年並み～やや悪い

○:良い ×:悪い

項目	環境目標値	kg/3ヶ月	実績			達成状況の評価	
				10月	11月		
化学物質使用量 (kg)	データの把握	kg/3ヶ月	R1実績	0.01	0.06	0.03	前年比 90.0% ◎
			R1累計	0.01	0.07	0.10	
			R2実績	0.02	0.05	0.02	
			R2累計	0.02	0.07	0.09	
			月次評価	X	○	◎	

評価) 管理対象化学物質の2019年度購入実績は、2020年4月稼働の生産管理システムへデータ移行された範囲であるため、2020年4月1日以降の購入実績データから2020年度年間使用量を把握し、次年度の削減計画を立案・実行していきます。

顧客クレーム件数の削減

項目	環境目標値	実績			達成状況の評価	
			10月	11月		
顧客クレーム件数	15件(3ヶ月)	R2実績	7	7	5	目標比 +4件 △
		月次評価	△	△	◎	

評価) 目標値の月5件を達成できたのは12月のみの1回となりました。品質技術グループと連携して顧客クレーム低減を図り、修理工程や対応工数などで発生するムダな電気使用量と廃棄物を減らすことにより、環境への負荷軽減を強化していきます。

次ページから取り組む内容をご紹介します！

Let's GO ! !



6. 環境経営計画



取組期間: 2020年10月～12月

■環境経営計画

環境経営計画項目 (どのように)	実施時期 (いつ)	該当場所 (どこで)	担当者 (だれが)
1 二酸化炭素排出量の削減			
(1) 電気使用量の削減			
■ 使用していないエリア・休み時間等 不要な照明の消灯	通年	各フロア	全員
■ PCの省エネモードへの設定	通年	各フロア	全員
■ エアコン・換気扇のフィルター清掃	12月	各フロア	清掃担当
■ ノー残業デーの実施	毎週水曜	全社	全員
■ ウォームビズの推進	冬期	各フロア	全員
■ デマンド監視サービスを利用した電力管理	通年	事務所	総務
(2) ガソリン・軽油の削減			
■ エコドライブの推進(急発進、急加速はしない)	通年	全社有車	運転者全員
■ アイドリング時間の削減	通年	全社有車	運転者全員
■ 車両点検の実施(タイヤ空気圧、摩耗 等の点検)	1回/月	全社有車	管轄部署
2 廃棄物排出量の削減			
(1) 一般廃棄物の削減			
■ 分別の徹底(分類表の表示)	通年	産廃置場	推進委員会
■ コピー用紙削減(裏表利用・2アップ印刷 等)	通年	各フロア	全員
■ 排出量の把握	通年	事務所	総務
(2) 産業廃棄物の削減			
■ 分別の徹底(リサイクルとの分類表示)	通年	各フロア	推進委員会
■ 廃棄物置場の整理	1回/月	産廃置場	推進委員会
■ 各作業工程での廃棄材料の削減	通年	全社	全員
■ マニフェスト・契約書類の管理	通年	事務所	総務
3 総排水量の削減(水使用量の削減)			
■ 手洗い時の節水(掲示)	通年	各フロア	全員
■ トイレの流水量の調整	通年	各フロア	全員
4 化学物質使用量の削減			
■ 化学物質使用量の把握	通年	全社	関係部署
■ 化学物質管理の徹底(顧客要求事項)	通年	全社	関係部署
5 顧客クレーム件数の削減			
■ インプット情報を明確にし、後工程へ伝達する	通年	全社	全員
■ 部内Mtgを行い、原因を究明し是正する	通年	全社	全員

取り組み内容と評価



二酸化炭素排出量の削減

○: 良好 △: 不十分 ×: 未実施

環境経営計画 (どのように)	実施時期 (いつ)	該当場所 (どこで)	担当者 (だれが)	実績評価		
				10月	11月	12月
1 二酸化炭素排出量の削減						
(1)電気使用量の削減						
■使用しないエリア・休み時間等 不要な照明の消灯	通年	各フロア	全員	○	○	○
■PCの省エネモードへの設定	通年	各フロア	全員	○	○	○
■エアコン・換気扇のフィルター清掃	12月	各フロア	清掃担当	-	-	○
■ノー残業デーの実施	毎週水曜	全社	全員	△	△	○
■ウォームビズの推進	冬期	各フロア	全員	-	○	○
■デマンド監視サービスを利用した電力管理	通年	事務所	総務	○	○	○
(2)ガソリン・軽油の削減						
■エコドライブの推進(急発進、急加速はしない)	通年	全社有車	運転者全員	○	○	○
■アイドリング時間の削減	通年	全社有車	運転者全員	○	○	○
■車両点検の実施(タイヤ空気圧、摩耗 等の点検)	1回/月	全社有車	管轄部署	○	○	○

評価) 取り組み開始から3ヶ月余りでPDCAを回すことから、全社的に統一した現状認識を醸成することから始めました。目標値は未達成でしたが、徐々に環境活動に対する社員の意識が高まっていると評価します。

- 全社統一した「節電」POPを作成し掲示をしました！
- PC及び複合機の省エネモードを推進しました！
- 年末大掃除にかけ、エアコン・換気扇・加湿器のフィルター清掃を実施しました！
- ノー残業デー実施強化として、総務部・EA21推進員会連盟で全社へ推進しました！
- DVDによるエコドライブ教育訓練を実施しました！



節電POP掲示



エコドライブ教育 DVD視聴

廃棄物排出の削減

○：良好 △：不十分 ×：未実施

環境経営計画 (どのように)	実施時期 (いつ)	該当場所 (どこで)	担当者 (だれが)	実績評価		
				10月	11月	12月
2 廃棄物排出量の削減						
(1)一般廃棄物の削減						
■分別の徹底(分類表の表示)	通年	産廃置場	推進委員会	△	○	○
■コピー用紙削減(裏表利用・2アップ印刷等)	通年	各フロア	全員	△	△	○
■排出量の把握	通年	事務所	総務	○	○	○
(2)産業廃棄物の削減						
■分別の徹底(リサイクルとの分類表示)	通年	各フロア	推進委員会	△	△	○
■廃棄物置場の整理	1回/月	産廃置場	推進委員会	○	○	○
■各作業工程での廃棄材料の削減	通年	全社	全員	△	△	○
■マニフェスト・契約書類の管理	通年	事務所	総務	○	○	○

評価) 廃棄物に関しては実態把握と分別徹底に努めました。また、産業廃棄物置場の区画整理・表示の明確化し、廃棄物把握と共にムダな廃棄物がでないよう啓発をおこないました。

- ごみ廃棄のポスターを作成し廃棄物抑制をおこないました！
- 裏紙 利用BOXを設置し裏紙使用を推進しました！
- 産廃置場の区画整理、分別区分を改善・実施しました！



ごみ袋パンパン
ポスター掲示



産廃置場 分別整理

裏紙 利用BOX設置

水使用量の削減

○：良好 △：不十分 ×：未実施

環境経営計画 (どのように)	実施時期 (いつ)	該当場所 (どこで)	担当者 (だれが)	実績評価		
3 総排水量の削減(水使用量の削減)				10月	11月	12月
■手洗い時の節水(掲示)	通年	各フロア	全員	△	△	○
■トイレの流水量の調整	通年	各フロア	全員	×	×	×

評価) 生活用水が主なため、社員へ小まめな節水を呼び掛けました。トイレの流水量調整は建屋配管の関係で、一定水圧の維持必須のため現状維持としました。

● 全社統一した「節水」POPを作成し掲示をしました！



化学物質使用量の削減

節水POP掲示

環境経営計画 (どのように)	実施時期 (いつ)	該当場所 (どこで)	担当者 (だれが)	実績評価		
4 化学物質使用量の削減				10月	11月	12月
■化学物質使用量の把握	通年	全社	関係部署	○	○	○
■化学物質管理の徹底(顧客要求事項)	通年	全社	関係部署	○	○	○

評価) 購入実績を集計し使用量を把握おこないました。来年度以降、使用量削減の方法を検討しつつ、管理を徹底していきます。

顧客クレーム件数の削減

環境経営計画 (どのように)	実施時期 (いつ)	該当場所 (どこで)	担当者 (だれが)	実績評価		
5 顧客クレーム件数の削減				10月	11月	12月
■インプット情報を明確にし、後工程へ伝達する	通年	全社	全員	△	△	○
■部内Mtgを行い、原因を究明し是正する	通年	全社	全員	△	△	○

評価) 品質技術グループと連携し、品質会議等で顧客クレーム削減に向け取り組んでいます。

7. 環境関連法規等 遵守状況(1)



法令等の名称	条項等	内 容	要求事項・適用範囲等	対象施設 ・活動等	管理責任者	遵守状況
<環境基本法等>※一般的な努力義務を定めている法律(罰則規定無し)						
■環境基本法						
第1章 総則 法8 事業者の責務 1)事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。 2)事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることがあるように必要な措置を講ずる。 3)物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されることは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める。 4)事業活動に際し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する。						
全社 						
■循環型社会形成推進基本法						
第1章 総則 法11 事業者の責務 1)循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う。 2)事業者は、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する。						
全社 						
■地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)						
第1章 総則 法5 事業者の責務 事業活動に際し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力する。						
全社 						
■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン調達法)						
第1章 総則 法5 事業者の責務 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努める。						
全社 						
■環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)						
第1章 総則 法4 事業者の責務 事業活動に際し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれをを行うように努める。						
全社 						
■廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
【目的】廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。						
【自ら排出する場合を想定】						
●全般	法3条	自己処理の原則	事業活動に伴い発生した廃棄物は自らの責任で適正に処理すること。	廃棄物の管理		
	法5条	清潔の保持 通報努力義務	土地の占有者(管理者)は、管理している土地、建物を清潔に保つこと。 所有占有する土地に不正に処理された廃棄物を発見したときは速やかに県知事に通報する。			
●廃棄物の保管基準	法12条他	保管基準	産業廃棄物が運搬までの間、保管基準に従い、保管すること。	廃棄物保管場所		
	令6、則8	掲示板	周囲に問い合わせを設け、見やすいところに掲示板(規定の大きさと表示内容)を設置。(対象:産廃)			
水銀使用製品産業廃棄物(蛍光ランプ・水銀電池等) ※水銀電池…品番:NR~orMR~、蛍光ランプ…品番:F~orFF~						
●一般廃棄物の処理	法6条の2	市町村の処理	一般廃棄物の分別、保管等を行い、市町村に協力する義務がある。	一般廃棄物の管理		
	令4条の4	処理の委託	一般廃棄物の運搬、処分を他人に委託する場合、許可された業者に委託すること			
	則1条の17		委託業者の事業の範囲を許可証により確認すること。			
●産業廃棄物の処理	法11条	自己処理の原則	事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければならない。	産業廃棄物の管理		
	法12条他	委託基準	運搬・処分・再生を委託するときは、許可を受けた処理業者等であること。 委託業者の事業の範囲を許可証により確認すること。 委託契約は、収集運搬業者及び処分業者と別々に行うこと。			
			水銀使用製品産業廃棄物の廃棄については、業者の許可(取り扱う廃棄物の種類)に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること			
		処理状況の確認	委託先の中間処理施設や最終処分場について、委託した産業廃棄物が適切に処理されているかを確認する。			
●委託契約書	令6条の2	委託契約書の発行	委託契約は、必要な添付書類(則8条の4)を添えて、書面により行う。	マニフェストの管理		
●産業廃棄物管理票	法12条の3	管理票の交付	・産廃の運搬・処分を委託する場合には管理票を交付する。 (廃棄物の種類ごとに発行) ・水銀使用製品産業廃棄物の廃棄については、産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、その数量を明記すること			
		最終処分の確認	排出した産業廃棄物の最終処分をE票の返送で確認する。			
		調査と報告	90日以内にB2票、D票が返却されない場合、管理票交付後180日経過してもE票の返却がない場合、委託先に調査後、県知事へ報告提出する。			
		保管期間	管理票は5年間以上、適切に保管する。			
	則8条の23	管理票の返却	運搬を終了した日から原則10日以内にB2票が返送されていること。 処分を終了した日から原則10日以内にD票が返送されていること。			
	則8条の25		マニュフェスト交付状況を毎年6月30日までに様式3により、県知事に報告する。			
	則8条の27	知事への報告				

※遵守状況:確認担当の押印=遵守確認としています。

環境関連法規 等 遵守状況(2)



<リサイクル関連>						
■フロン排出抑制法(フロン回収破壊法:法律名変更) ※2015年4月1日施行						
【目的】フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類しよう製品の製造者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。						
【用語】 ■フロン類:ISO817に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類。クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)。■指定製品:フロン類使用製品の内、特定製品(大量に使用され、かつ、冷媒としてフロンが相当量充填されているもの)、その他、大量使用かつ相当量のフロン類が使用されているもので、フロン類の排出抑制が技術的に可能なものとして施行令で定めるもの。 ■第1種特定製品:業務用の機器であって、フロン類が充填されているエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器(自動販売機を含む)(第2種特定製品を除く) ■第2種特定製品:自動車リサイクル法第2条第8項に規定する特定エアコンディショナー ■特定製品:第1種特定製品及び第2種特定製品 ■管理者:フロン類使用製品所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者						
●第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法16	簡易定期点検	3ヶ月に1回以上の頻度で、冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度、製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆、油のにじみ、並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏洩の兆候の有無 ※点検の記録は、当該機器が廃棄されるまで保管する	点検表・点検記録の管理	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/12/14 松崎
●第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法16	定期点検(上乗せ)	定期的に直説法や間接法による冷媒漏洩検査(定期検査)を実施すること(都道府県による勧告、命令等の対象となる義務的点検) ★定格出力7.5kw以上の冷凍冷蔵機器:1年に1回以上 ★定格出力50kw以上の空調機器:1年に1回以上 ★定格出力7.5kw~50kwの空調機器:3年に1回以上 ※フロン類及び第1種特定製品の専門点検方法について十分な知見を有する者が検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと ※点検の記録は、当該機器が廃棄されるまで保管する	点検表・点検記録の管理	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/10/29 松崎
●第1種特定製品の廃棄等実施者の引渡し義務	法41	引渡し義務	第1種特定製品の廃棄等を行おうとする第1種特定製品の管理者(第1種特定製品廃棄等実施者)は、第1種フロン類充填回収業者に対し、充填されているフロン類を引き渡すこと	作業完了報告書の管理	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/10/29 松崎
●フロン類の放出の禁止	法86	放出禁止	何人も、みだりに特定製品に充填されているフロン類を大気に放出してはならない	点検表・点検記録の管理	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/10/29 松崎
●特定製品の廃棄	法43条の3	書面の交付 委託確認書 保管期間	第1種特定製品廃棄等実施者は、フロン類を第1種フロン回収業者に引き渡す場合には「書面」を交付する。 第1種特定製品廃棄等実施者は、フロン類の引き渡しを第1種フロン類引渡受託者に委託する場合には「委託確認書」を交付する。 委託確認書の写し及び再委託承諾書面は3年間保存する。	廃棄証明書の管理	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/10/29 松崎
■自動車リサイクル法(使用済み自動車の再資源化等に関する法律)						
【目的】使用済み自動車の引き取り及び引き渡しならびに再資源化を適正に実施し、廃棄物の減量及び再生資源及び再生部品の十分な利用を図ること。						
【自ら排出する場合を想定】						
●自動車所有者の責務	法8 法73	引き渡し 引取証明書 リサイクル料金	使用済みとなった自動車を登録を受けた引取業者に引き渡す。 引き取り業者に引き渡す際、引取証明書の発行を受ける。 自動車所有者は、購入時、最初の車検時、廃車時のいずれかの時点で、リサイクル費用を支払う。	社有車の廃車	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/10/29 松崎
■家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)						
【目的】特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬ならびに再商品化の適正に実施し、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を図ることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に ※特定家庭用機器(令1):①冷蔵庫・冷凍庫、②エアコン、③テレビ、④洗濯機・衣類乾燥機						
【自ら排出する場合を想定】						
●事業者及び消費者の責務	法6 法10	長期使用 引き渡し 家電マニュフェスト	特定家庭用機器を長期間使用し、廃棄物の排出を抑制する。 排出する場合には、料金を支払い、再商品化実施者に適切に引き渡す。 排出者は、小売り業者から、廃棄物一品ごとに必要事項を記入した特定家庭用機器廃棄物管理票(家電マニュフェスト)の写しの交付を受ける。	エアコンTV等の廃棄	総務部 2020/10/01 青木	総務部 2020/10/29 松崎

※遵守状況:確認担当の押印=遵守確認としています。

環境関連法規への違反事例は確認されず関係当局からの指摘はありませんでした。また、会社周辺住民を含む社外からの苦情もありませんでした。



産業廃棄物置場
表示

8、代表者による全体の評価と見直し・指示



全体の評価

1、環境経営システムが有効に機能しているか

機能していると判断する。以下を踏まえて活動を活性化してもらいたい。

- ・産廃分別: 製造現場での生産材廃棄分別を徹底すること。
- ・固定資産の除却による産業廃棄物増加への影響を調査・把握すること。
- ・クレーム管理は環境活動実績へ直接影響するので管理継続すること。

経営方針にもある「活力があり一生懸命仕事のできる職場作りに努力します」と連動する環境経営システムとして活動をしてもらいたい。

2、環境への取り組みは適切に実施されているか

3ヵ月の短期間ではあるが、適切に実施されていると判断する。結果をもとに活動の活性化を図っていくように。

指示

- ・周辺地域のゴミ拾いを地域貢献・環境保全活動として取り入れてもらいたい。
 - ・産廃分別からリサイクルへ繋げてEA21委員会の活動成果を見る化して欲しい。
- 例えば有価物売却収入を使ってごみ箱を増設・一新するなど社員の目につくような施策を考えてほしい。

次年度の環境経営目標 及び 環境経営計画

「環境方針」「環境経営目標」「環境経営計画」「実施体制」、2021年度も、現体制を維持し継続していく。



県産材で社屋が建ちました！

COSMOSWEB



構造:木造3階建(CLTパネル工法)

延床面積:806.4m²



【特徴】

CLT告関連告示を活用した宮城県内初の「準耐火建築物」です。内部についても、出来るだけ県産杉CLT材の良さを引き出すために、「あらわし」仕上げとなっており、外部からも県産の杉CLT材を見る能够な構造となっております。

県産材を利用することで…



①地球温暖化などの環境保全に貢献できる

樹木は、光合成によって大気中の二酸化炭素を取り込み、炭素として貯蔵しています。木材を住宅などに使用すると、森林が吸収した二酸化炭素が長期にわたり固定され、大気中の二酸化炭素の低減に繋がります。

また、木材は鉄やコンクリートなどの資材に比べて製造や加工に要するエネルギーが少ないため、二酸化炭素の排出量を削減することができます。



②林業振興や森林整備が促進される

宮城県内の森林蓄積は、昭和40年当時から約5倍に増加しています。また、森林は年間140万m³成長しています。

一方、木材として利用されている量は年間約50万m³前後にとどまっており、多くの森林資源が収穫期を迎えておりにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

「植える→育てる→使う→植える」という森林整備と木材利用のサイクルを維持することにより、森林の保全・利用、水源のかん養などの公益的な機能が発揮されます。

③健康で快適な環境の空間がつくられる

木材は断熱性に優れ、ぬぐもりがあります。また、湿度を調整する働きがあり、乾燥のしすぎや高い湿度、結露などをおさえます。



最後までお読みいただき
ありがとうございました

～ 私たちは資源を大切にいたします。～

by cosmosweb

エコアクション21
2020年度 環境レポート

対象期間(2020年10月1日～2020年12月31日)
2021年 1月 29日発行

